

新潟県 12月定例議会報告

佐藤純 県政通信臨時号

発行人
佐藤純後援会
〒950-0165
新潟市江南区西町3丁目3番28-1
TEL.025-381-2355
発行日
平成31年1月11日

12月定例議会において、 自民党が3条例案を提出、本会議にて承認される。

●県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

→この中で私は「森林資源を用い県経済の活性化に資する取組みを進める必要がある」と説明致しました。

「県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」に係る 提案趣旨説明・主要質疑

平成30年12月17日(月) 産業経済委員会建設公安委員会連合委員会

条例提案の趣旨説明 (自民党・佐藤純委員)

本会議場においても、趣旨弁明をさせていただきましたが、改めて、この「産業経済委員会建設公安委員会連合委員会」の場においても、「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」の提案趣旨を説明させていただきます。



日本では、古来から木造建築をはじめ、日用品の隅々にいたるまで木製品が使われており、必要な用材を確保するために古くから林業が行われていたものと承知しております。

木は、軽くて強く、心地よい湿度を保ち、熱を通しにくいなど、優れた性質を備えており、その柔らかな手触りや温かな風合い、安らぐ色、そして、さわやかな香りなど、人間の五感に響く「心地よい」という特性が人々に快適な住空間を提供することから、今日でも多くの木造住宅が建築されておるところです。

しかしながら、近年においては、森林資源に代わる化石燃料や工業製品の利用の増大、安価な輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷等により、林業及び木材産業は、厳しい状況におかれております。

加えて、長期にわたる木材価格の下落は、林業の担い手の減少を招くとともに、所有者不明林を増加させ、切って、使って、育てるといった林業の「循環利用」機能の発揮を妨げ、そのため、森林に対する適切な管理が滞り、今日の荒廃した森林環境が現出するに至っております。

森林を健全な姿で将来の世代に引き継ぐことは、県民の義務であり、県民が力を合わせて、先人が守り育ててきた森林の恩恵を、未来の子どもたちに残していかなければなりません。

私たちは、森林資源の重要性を再認識し、森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承していくため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者などが相互に協力しながら、一体的に県産木材の供給及び利用の推進に取り組むことにより、林業及び木材産業の持続的発展を図り、本県経済の活性化及び県民が県産木材に囲まれて心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指し、本条例案を発議するに至った次第であります。

条例の趣旨及び目的に御理解を賜り、御賛同いただけるようお願い申し上げます。私の条例提案の趣旨説明とさせていただきます。

問1

条例案では、第6条から第9条において、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の役割が規定されているが、これらの関係者の方からは、どのような意見が寄せられたのか伺う。

また、パブリックコメント等を通じ、一般の県民の皆様からは、どのような意見が寄せられているのか伺う。

答1(自民党・佐藤純委員)

森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の方から伺った主な意見についてですが、例えば、森林を所有している方からは、「森林所有者の高齢化が進行し、所有者不明林が増加しており、より一層、森林保全に力を注いでほしい」との意見をいただいております。また、林業事業者の方あるいは木材産業事業者の方からは、「森林が果たす役割の重要性を考慮し、林業や木材産業の持続的発展に向け、木を植え、育て、伐り、使い、再び植えるという循環機能を維持し、他県に負けない県産木材を提供する体制をしっかりと整えてほしい」とのご意見をいただいております。条例案に、その趣旨を反映させていただいた次第です。

なお、本条例案に関するパブリックコメントにつきましては、去る10月22日から11月20日までの30日間実施し、2人の方から合わせて5件のご意見をいただいております。詳細につきましては、我が党の新潟県連のホームページをご覧くださいと思いますが、内訳としては、「条例全般」に関するものが2件、第2条の「定義」に関するものが1件、第8条の「木材産業事業者の役割」に関するものが1件、第13条の「県産木材の利用の推進」に関するものが1件の、合計5件であり、第2条の「定義」や第8条の「木材産業事業者の役割」については、ご意見の趣旨を踏まえ、文言修正を行いました。

また、「越後杉認証制度に関して不適正な事案が発生し、本県の信用が大きく傷付いたことから、県と県木連が力を合わせ、品質が良く、使う側からも信頼され、一目置かれる県産木材を提供する体制を整えてほしい」といった、厳しくも温かいご意見を頂戴しておりますことも、併せて、ご報告させていただきます。執行部におかれても、ご意見を真摯に受け止め、しっかりと対応いただければと考えております。

問2

県としても、これまで県産木材の供給及び利用の推進について取り組んできたことと認識しているが、条例案では、森林の保全から加工及び流通体制の整備に至るまで、県の役割が広範囲に及び、その責任が一段と重くなる印象を受けるが、この規定の意図について伺う。

答2(自民党・佐藤純委員)

まず、森林整備を巡る国の主な動きと条例提案の経緯から説明させていただきますが、昨年(平成29年)12月に閣議決定された税制改正大綱において、仮称となりますが、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が盛り込まれ、来年度



(平成31年度)から、森林環境譲与税の譲与が開始される予定となっております。また、本年(平成30年)5月には「森林経営管理法」が成立し、来年4月1日から新たな森林管理システムがスタートすることとなっております。このように、森林の整備・管理に関する税制改正、立法が立て続けに実施されており、あらためて「森林の整備・管理の重要性」が注目されているところです。この時期を捉え、県産木材の供給及び利用を推進することで、森林の適正な管理につなげていくことが重要と考え、今般、本条例案を提案したものであります。

県の役割が広範囲に及んでいるとのご指摘ですが、委員ご存知のとおり、林業及び木材産業は、森林の整備・管理に資する産業であり、森林は、県土の保全、災害の防止、水源の涵養などの多面的機能を持ち、私たちは森林から多くの恩恵を受けております。こうした森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承していくため、「森林の適正な整備及び保全」はもちろんのこと、「県産木材の加工及び流通の体制の整備」に至るまで、県が実施すべき事項を広範囲に第12条の「県産木材の供給の推進」に規定した次第です。

問3

「越後杉問題」という不適正事案が発生し、新潟県産木材のイメージが大きく落ちた。今後、信頼性のある県産木材を提供していく必要があると考え、認証制度を担う県木連、さらには指導的立場にある県は、どのように対応すべきか、そして、条例案では、どのような規定を盛り込んで対応していくのか伺う。

答3(自民党・佐藤純委員)

本日の連合委員会において、私から知事に対して、ご指摘させていただいた部分とも重複いたしますが、県執行部において、この問題の検証と総括を来年1

月中を目途に行うとのご答弁を知事からいただいておりますので、まずは、この不適正事案というものをきちっと明らかにして、そして、県民の皆様に分かりやすい形で説明されることを期待しております。

この問題と条例との関連についてですが、先ほど申しましたとおり、10月22日から11月20日までの30日間、本条例案に関するパブリックコメントを実施いたしましたが、越後杉の不適正事案に関連したものとしては、「県の越後杉認証制度に関して不適正な事案が発生し、本県の信用が大きく傷付いたことから、その信用を取り戻すため、しっかりとした条例をつくってほしい」とのご意見をいただいております。また、「新潟県産木材のイメージの向上には、県と県木連の果たす役割は大きく、力を合わせて取り組んでほしい」とのご意見もいただいております。

これらのご意見等を踏まえ、県木連なども想定される第8条の「木材産業事業者の役割」には、「県産木材の品質の確保」を頭出しするとともに、第13条の「県産木材の利用の推進」においては、「県は、県産木材の利用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。」と規定したうえで、頭出しとなる第1号に、いわゆる県産木材のブランド化の推進ともいうべき、「県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出するための施策の推進に関すること。」を記載し、新潟県産木材の信頼の回復や、イメージ向上に資する規定を前面に出した条文構成といたしました。

さらに、今般の「越後杉問題」を教訓として、県産木材の供給及び利用に関する施策の推進にあたっては、各主体の意思疎通や連携の重要性に鑑み、第18条に「連携協力体制の整備」を規定し、「県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。」旨定めております。

●活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例 ●がん対策推進条例

→がん対策基本法の改正を踏まえ、がんの早期発見・治療やがん教育の推進を盛り込みました。

12月定例会で可決された意見書

- ・ 拉致事件の早期完全解決
- ・ 消費税引き上げへの対応
- ・ 外国人材の受け入れ拡大
- ・ 農家の所得確保
- ・ 教育環境の充実と強化



拉致街頭演説会

「北朝鮮による拉致事件の早期解決を求めて」

上記の件で、花角新潟県知事と共に、街頭演説をさせていただきました。

拉致問題は、決して早期解決、とは言えないほどの年月が経ってしまいました。

被害者の方、ご家族の方のことを考えると胸が締めつけられる思いです。父親の立場として、もし自分の娘が拉致されたら…と考えただけで正気を失いそうです。

1日でも早い解決に向けて、県議会議員として、新潟県民として、子を持つ親として、自分にできることを考え、訴え続けます。

救う会 忘れるな拉致 県民集会

11月17日新潟市民芸術文化会館にて「忘れるな拉致県民集会」が開催されました。

当日は横田めぐみさん家族をはじめ多くの方から参加いただき、改めて気持ちを1つにしたところであります。

2018年度一般会計補正予算 1兆2,486億円を承認。

4億6,000万円の削減

「選択と集中」でメリハリのある編成となりました。

- 特別支援学校19校の普通教室の冷房設備費 2億5,800万円
- 大阪にある本県の情報発信拠点の移動準備費 1,529万円
- 観光局を独立部局に格上げし、交流人口拡大・観光施策の推進体制を強化



要望書を提出

12月21日(金)

超党派で、花角県知事に、『国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭に関する要望書』を提出致しました。

★超党派とは、ある政策上のテーマについて問題意識を共有する議員が、政党の枠組みを超えて、勉強会を開いたり、議案を共同提案したりして協力する事を言います。



フェイスブック始めました

『佐藤純後援会』または『www.facebook.com/satojunnigata/』を検索したら👍をお願いします。



●ご意見・ご要望はこちらまで

佐藤純後援会事務所

〒950-0165 新潟市江南区西町3丁目3番28-1

TEL.025-381-2355

FAX.025-381-2165

地域のことでご要望がありましたら左記までお問い合わせください。詳しい内容等はホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

http://www.satojun.net/

